最終更新日:2015年11月11日

兵機海運株式会社
代表取締役社長　大東　洋治
問合せ先:取締役財務管理本部長　田中　康博
証券コード:9362
http://www.hyoki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスとは、効率的かつ健全な企業経営を可能にするシステムをいかに構築し、それを運営・管理するプロセスそのものであると考えております。当社では、株主の視点に立って企業経営の透明性を高め、経営資源の最適配分によってステークホルダー(株主、債権者、取引先、従業員等)の利益を最大化するための体制づくりをコーポレートガバナンスの目標としております。具体的には、(1)経営の透明性、健全性、遵法性の確保のために、少数の取締役による迅速な意思決定と「取締役会」の活性化を目指すとともに、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底を図って参りました。また、「監査役会」の活性化にも努め、監査の充実を図って参りました。(2)四半期毎の決算や経営情報の迅速かつ適切な情報開示を基本とし、そのための体制整備にも注力して参りました。(3)内部統制整備の一環として、全役員・従業員が企業理念を実現するために業務活動のベクトルを一にし、かつ最大化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4　株主総会における権利行使】
　議決権の電子行使プラットフォームの利用や英語版招集通知の提供については、現状の株主構成をもとに、今後の株主構成の変化等に留意しつつ、その導入等について継続的に検討してまいります。

【補充原則3－1－2　情報開示の充実】
　当社の株主構成等を踏まえ、現状では英語での情報の開示等を行っておりませんが、株式市場の更なるグローバル化を視野に入れながら、今後の当社株主構成の変化に留意しつつ、その導入等について継続的に検討してまいります。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
　現状において、独立役員である社外取締役並びに社外監査役による助言や監督、意見具申は真に経営に有用と認識しております。
　よって、独立性を保つ役員、特に社外取締役の拡充は重要な経営課題の一つであると認識しております。しかしながら、当社が求めるなかでの適切な人物を推挙出来るに至っておりませんので、今後も鋭意適切な人物の確保に努めてまいります。
　なお、現状において当社の社外取締役は1名でありますが、取締役会の一員として、その意思決定及び監督の両面において、独立した立場から有益な意見が出されており、今後もその求められる役割は果たされるものと考えております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、会社法令や東京証券取引所が定める独立社外取締役の基準、及び一般社会通念上の許容の判断をもって、その外形的な要件とするとともに、その知識と経験、専門分野等を面談等で検討し、総合的資質要件をもって選定を行ってまいります。
　なお、当社及び当社を取り巻くステークホルダーとの関係を照らし合わせ、今後更にその基準の明確化が必要とされる場合は、この策定への検討を進めてまいります。

【補充原則4－11－3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
＜取締役会の実効性についての概要の開示＞
　取締役会は、全役員に対し、取締役会全体の実効性、役員個々の取組等について、自己評価の手法をもってその確認と検証を行い、改善と啓蒙の繰り返しをもって継続的に意識の向上を図っております。
　これら結果については、取締役会において検討され、企業自治において消化吸収すべき事案と捉えるとともに、取締役会全体の実行性の評価につきましては、別途開示する監査役会の監査報告書や独立監査人の内部統制監査報告書による報告判断に委ねられるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
　当社の企業価値の向上に資すると考えられる相手先について、政策的に株式を保有する方針です。
　これは、業務や取引の維持強化、地元企業間の有機的な連携性などを判断の背景とし、協業関係、安定的な取引関係の維持・強化を図ることで、その関係の維持強化を目的とするものです。
　その保有銘柄の変更、保有高の増減、もしくは議決権の行使の判断についても上記の目的を第一義に、個々判断を行います。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
　当社がその関連当事者と取引を行う場合、社外役員が出席する取締役会において、法令等に従った審議手続きを通じて当該取引条件の相当性を検証し、会社に不利益とならない内容の確認をもってその承認手続きを行います。
　その承認の事後にあっても、これらは社外監査人の監査の対象として、議事録に基づく再検証を受けます。
　これら事前及び事後の手続きを通じ、関連当事者取引による当社及び株主共同の利益が害される事態の防止に努めてまいります。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は“共存共栄”の精神のもと、荷主と協力業者との一体信頼関係を築く姿勢を経営思考の基盤とし、総合物流業者として更なる高みと企業価値向上を目指してまいります。
また、その理念のもと、事業活動を通じて、当社を取り巻くステークホルダーへ当社企業価値の向上を還流できるサイクルの構築を目指してまいります。

⑵コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
企業の意思決定の透明性や公正性を確保し、実効的コーポレートガバナンスを表明するため、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を踏まえた当社の基本的なガバナンスの体系を別途当社ホームページに掲示し、当社を取り巻くステークホルダーへの情報発信を進めてまいります。

⑶取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の持続的成長を最終目的に、取締役の報酬にあっては、適切にインセンティブを付与すべく行ってまいります。
業務執行を主とする取締役の報酬にあっては、職責に応じて定められる固定的な基本報酬をもって、及び事業年度中の一定期間の業績に応じて支払われる実業務への連動系の報酬でこれを構成しております。
社外取締役については、業務執行を行うものでないことを踏まえ、固定的な基本報酬のみとしております。
これらの事案は、株主総会による取締役及び監査役の報酬枠の範囲内において、諮問委員会及び審査委員会において検討され、最終的に取締役会において決定してまいります。

⑷取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指定を行うに当たっての方針と手続
取締役会において、多様な意見に基づく十分な審議と迅速かつ合理的な意思決定を行うことができるよう、独立役員である社外取締役が出席する取締役会を構成し、この選定を行ってまいります。
取締役の指名にあっては、社内及び社外ともに、国籍・経歴・性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めております。
業務執行を担当する取締役の選定にあっては、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できることができる知識と経験を有し、更には十分な社会的信用を保持できる者を選定してまいります。
社外取締役の選定にあっては、監督機能を十分に発揮するため、上場企業としての必要不可欠な分野において、高い見識や豊富な経験を有する方を選定してまいります。
これらの資質を備えていると考えられる人物は、諮問委員会及び審査委員会において検討され、最終的に取締役会において審査し、決定してまいります。

⑸取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指定を行う際の、個々の選任・指名についての説明
本件の説明は、適時開示をはじめ、株主総会招集通知等において、法令に則った説明をしております。今後もその人物の国籍・経歴・性別を問わず、人格・見識に優れている人物を選定し、これを説明してまいります。

【補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務⑴】
＜当社の意思決定と業務執行及び監督機能についての概要＞
当社は監査役会設置会社として機関設計されており、独立役員の立場で社外取締役1名と社外監査役2名が就任しております。（平成27年11月現在）
独立役員及び常勤監査役が出席する取締役会は代表取締役が議長を務め、取締役財務管理本部長がこの会議を主導し、法令や定款に定められた事項や当社グループに関する重要案件の討議と決定を行っております。
これに連動する支店長会議にあっては、代表取締役が議長を務め、取締役営業本部長がこれを主導します。
当該会議には独立役員を含む全役員と会社幹部（グループ企業担当職責者を含む）の出席を求め、会社の決定事項等の具現化、課題の対策などを協議し、情報共有を図っております。
また、その情報と指示は、グループ組織全体にトップダウンされ、同時に同会議の討議内容は経営陣幹部まで直接にボトムアップされております。
これら両会議に出席する社外役員及び常勤監査役（監査役会）は、必要に応じて適宜意見を述べ、不明瞭な部分への追加報告等を求めるなど、会社業務全般に関する適正性の確保と向上に努めております。

【補充原則４－１１－１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
＜取締役の選任に関する方針・手続＞
取締役の指名にあっては、社内及び社外ともに、国籍・経歴・性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めております。
業務執行を担当する取締役の選定にあっては、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できることができる知識及び経験を有し、更には十分な社会的信用を保持できる者を選定してまいります。
社外取締役の選定にあっては、監督機能を十分に発揮するため、上場企業としての必要不可欠な分野において高い見識や豊富な経験を有する方を選定してまいります。
これら選定に係るプロセスにおいて、その独立性と客観性及び透明性等を確保する選定の方法や手続きにあっては、諮問委員会及び審査委員会において検討され、最終的に取締役会において審査し決定してまいります。

【補充原則４－１１－２　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
＜役員の兼任状況＞
当社は、他の上場会社の役員を兼務している役員はおりません。
社外役員（取締役・監査役）を含む全役員の兼任兼職の状況は本コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書等を通じた開示を毎年及び必要に応じて行っておりますのでご覧ください。
なお、現況において、社外役員がする当社経営への監査監督及び意見や発議等に係る必要充分な濃度を鑑みるに、その兼任等の状況については問題のない範囲内のバランスにあると判断しております。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役のトレーニング】
コンプライアンス委員会の主導のもと、取締役や監査役は、その求められる役割や責務について、適宜その習得と継続的な向上に努めるとともに、役員の研鑽が適切に実行されるよう、同委員会はそのプログラムの選定斡旋や費用負担についての支援を行ってまいります。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
上場企業として、一部投資家にのみと情報開示や情報交換を行うという危険性を避けつつ、適切な透明性をもった範囲で対応し、公正な情報開示に努めてまいります。
株主をはじめとするステークホルダーからのご意見やご質問をお寄せ頂く窓口を当社ホームページに設け、IRチームでこの対応を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
共栄火災海上保険株式会社	1,170,000	9.56
株式会社みなと銀行	580,000	4.74
桧垣　千寿子	565,000	4.62
ふたば会(取引先持株会)	558,157	4.56
永田　光春	455,000	3.72
株式会社三井住友銀行	402,000	3.28
加藤　清行	340,000	2.78
株式会社りそな銀行	300,000	2.45
兵機海運株式会社従業員持株会	297,463	2.43
日本証券金融株式会社	198,000	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	海運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤木　潤子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤木　潤子	○	独立役員	経営の客観性、中立性の確保と経営への監督機能強化を目的に選任。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査の性格および限界を認識した上で、計算書類はもとより、法令遵守・リスク管理・内部統制等の状況について情報交換・意見交換を行っております。また、内部監査部門である内部監査室に対し、監査計画や監査結果の報告を求めるなど効率的かつ厳格な監査を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加納 諄一	他の会社の出身者													
五島 大亮	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加納 諄一	○	独立役員	経営の客観性、中立性の確保と経営への監視機能強化を目的に選任。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定。
五島 大亮	○	独立役員	経営の客観性、中立性の確保と経営への監視機能強化を目的に選任。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

社外役員の独立性の深度に関する基準または方針につきましては、会社組織がほぼ単独存立会社であるため、特段の基準を設けておりませんが、現任の社外役員はもとより、社外役員として招聘すべき候補者の選定や選任に係る判断材料として、当社の現状及び想定される経営方針に照らし、当社が所属する証券取引所に提出する独立役員届出書の調査項目を参考に、独立役員としての高い独立性や社外性が確保されるに相当な判断が可能であると考えております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役への特別なインセンティブ付与は実施しておりません。これは、会社の利益は、株主への配当と内部留保に向けるものと考えることから、株主の意見、当社の財務基盤強化を待って検討したく考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年度における当社の取締役に対する役員報酬総額は、60百万円（使用人兼務役員の使用人分給与57百万円を除く）、監査役に対する監査役報酬総額は、８百万円（うち社外監査役は2百万円）となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内（平成３年６月27日開催の第48回定期株主総会において120百万円と決議、但し、使用人部分は含まない）において、代表取締役社長が取締役会に諮って定めております。報酬の額は、事業規模、利益水準、従業員給与とのバランスを考慮して決定する方針としております。監査役の報酬は、株主総会が報酬額の限度内（平成平成17年６月28日開催の第62回定期株主総会において25百万円と決議）において、代表取締役が監査役会に諮って定めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役は、定期的に開催される「支店長会議」に取締役・各部長とともに参加し、社内情報を収集するのみならず、意見を陳述する機会を得ております。なお、この「支店長会議」は、当社の内部統制上は「取締役会」に準ずる重要会議として位置付けております。さらに、「取締役会」にも参加し、重要事項の決定プロセスに関与しております。その「取締役会」の前段階において、管理部門より「取締役会」の付議事項について事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、経営方針等の重要事項に関する意思決定および業務執行の監督機関として「取締役会」、監査機関として「監査役会」を設置しています。他に、「取締役会」の意思決定を支援するために定期的に各部店長を招集する「支店長会議」を開催しています。この「支店長会議」は事業別の業界動向、経営分析、各荷主の情報交換にまでおよび、まさしくトップダウンとボトムアップが融合する会議となっております。
当社の会計監査等につきましては、あけぼの監査法人と監査契約を締結し、三瓶勝一公認会計士及び東本浩史公認会計士が会計監査業務を執行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は客観的、中立的な立場のもと、経営の監視機能に関して、監査役３名の内２名の社外監査役が十分な監視を行っております。
また、平成27年６月25日開催の株主総会において、社外取締役１名を選任し、業務執行の監督強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算情報以外の適時開示情報を掲載しております	
IRに関する部署（担当者）の設置	(1)IR担当部署　管理部 (2)IR担当役員　取締役財務管理本部長　田中 康博 (3)IR事務連絡担当者　取締役管理部長兼内部監査室長　安積 拓也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）基本的な考え方

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンス、資産保全を目的に、いわゆる内部統制の6つの基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITの利用）が業務に組込まれたプロセスを構築し、そのプロセスを適切に機能させていくことがステークホルダーの声に応えるものと考えております。そのために、経営層から組織内の全ての者が、各々の役割と責任を十分に自覚した上で、その持ち場、持ち場で全力で業務にあたり、ベクトルを最大化することが内部統制システム構築の究極の目的と考えております。
また、当社はこれらコーポレートガバナンス全般を企業の外的側面から歪めるものとして反社会的勢力の存在を警戒認識し、企業活動のなかで同勢力に対する監視、非接触および排除を図ってまいります。

（2）内部統制の整備の状況

1.取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保する為の体制
- ・当社は「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、企業としての意思決定の透明性や公正性をたかめるための基本指針としてこの継続的な向上を図る。
- ・役員、社員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を既定するとともに、内部監査室をその統括部署として定める。
- ・「コンプライアンス規程」の実践面に着目した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、「コンプライアンス規程」の実効性の向上に努める。
- ・不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査役に入るシステムとして「内部通報規程」を定め、相互牽制の強化を図る。
- ・各部門から独立した内部監査室が内部監査を行い、その結果を取締役会、監査役会に報告する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に関する情報については「文書管理規定」により、保存・管理する。
- ・取締役、監査役は「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3.損失の危機の管理に関する規定その他の体制
- ・リスクを全社的視点で、合理的かつ最適な方法で管理してリターンを最大化するために「リスク管理規程」を制定。
- ・リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置。
- ・社員一人一人のリスク管理意識の醸成とリスク対応力の維持向上を目指して「リスク管理マニュアル」を制定。
- ・高度の危機管理としての「経営危機管理規程」を制定し、当社グループの経営に重大な影響を与える不測の事態に、必要な初期対応を迅速に行い、損害、影響等を最小限にとどめる体制を整備。
- ・「経営危機管理規程」の行動規範となる「危機管理マニュアル」を制定。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
- ・専門的な経営課題に対し、担当取締役が必要に応じて専門部会を主導し、検討結果を取締役会へボトムアップすることで取締役会の審議の効率化を図る。
- ・支店長会議では、取締役が各店課題の解決への指示とその進捗の期間評価を行うことにより、確実なトップダウンを図る。
- ・「職務分掌規程」、「職務権限規程」により内部牽制が機能する体制を整備する。
- ・「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、重要な判断事項では、上程、事前審査、裁決と、3段階の検討機関を経ることにより、より重点的効率的な職務執行を可能とする。

5.当会社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- ・当社は海外事業の一環としてタイの現地法人を実質支配するとともに、外航事業として、海外仕組み船子会社（パナマ）等を有している。
- ・実質支配をする法人の役職員の職務管理やリスク管理にあっては、当社から役員又は社員を業務執行役員として駐在派遣させることにより、当社支店組織と同等レベルの精度をもって報告と問題点が取締役会に上がる仕組みを構築し、グループの一体管理を実践している。
- ・海外仕組み船子会社の業務は当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接執行しており、業務の適正性・グループ一体管理を実践している。

6.監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制（その使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）
- ・監査役は、内部監査室の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役から何ら指示を受けない立場としてこれを遂行しなければならず、取締役もまた監査業務の遂行に違背する行為をしない旨を「取締役会宣言」において定め、社内常時開示をもってこの実効性を確保する。
- ・監査役は、適切な職務執行のため監査の環境整備に努め、かつ、取締役または取締役会は、監査役の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。
- ・「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、監査役（会）を主な構成員とする諮問委員会に対し、能動的に情報を提示説明することを可能とする。

7.取締役や使用人、若しくは子会社の取締役や監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制
- ・監査役は「取締役会」に参加し、重要事項の報告を受ける他、自らも意見を陳述し積極的に各種情報の収集に努める。
- ・監査役は「リスク管理委員会」と情報を共有することにより、各種リスクの発生、対応、進捗状況等について直接・間接的に重要事項にアクセスするように努める。
- ・不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査役に入るシステムとして「内部通報規定」及び「取締役会宣言」を制定し、グループ全体でこれを適用する。

8.監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社グループに適用されている「内部通報規定」および「取締役会宣言」により、当社グループの役職員が当該通報をしたことを理由に不利益な取り扱いの禁止を明記しこれを実施する。

9.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役からその業務に係る費用の前払等の請求があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不適当である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・グループ全体を会社の支店組織と同等レベルの精度をもって管理することで、監査役へ通報の体制もまたグループ全体を通じて監査役の情報共有化のルートが明確となり、必要な報告が適時に監査役会に報告される体制を構築し、これを「取締役会宣言」で担保することで、監査役会の監査の実効性をより高める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.コンプライアンス マニュアルによる当社方針の明確化

・コンプライアンス マニュアル「社会に対する行動規範」項目において「反社会的勢力との対決」を定めており、これに従って、当社の全役職員は同勢力からの不当要求には毅然たる対応を示し、一切の関係を持たず、当然の事として同勢力の利用や利益供与当を一切禁じる。

2.社内の組織対応と外部専門機関等との連携による反社会的勢力排除に関する体制の整備

・同勢力の対応統治部署を本社管理部とし、企業倫理に則り毅然かつ一貫した態度対応をもって同勢力に対処するとともに、連携機関等として、企業防衛対策協議会に所属するとともに警察機関や顧問弁護士との情報交換や協力を受け、同勢力排除の体制を整備。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

※当社のコーポレート・ガバナンス体制

